

〔八雲御抄二作法〕一歌書様

同姓は藤原人許ならば不書姓、他姓は可書之、又源平已下人家同之、親王も有臣字真平々
如此雖禁中内々事、又中役以前には、唯詠某題詠何首和歌など書て、權大納言藤原某左衛門督源某也、或書兼官、或書本官、多は本官也、參議左近中將なども書、普通には參議某也、或略姓、如法當座などに納言已上などは可從時、上字は通光卿常書、但應製臣上は一を不書といへり、兼行も不書之、藏人頭藏人なども不書、國司は前加賀守など書、他官は不然、又朝臣不可然事也、大臣は不書姓、左大臣某、内大臣某也、關白は雖中殿不書陪宴陪中役等字、只秋夜詠々々也、序者外書同字兩說歟、保安花見行幸、太政大臣雅實、不書同字、或說臨時宴には陪宴とは不書、是不用例也、諸社披講歌には、書官位兼行朝臣也、不可書臣上無披講歌進時、奥に書官姓名、是一說也、歌合屏風障子等歌也、大嘗會作者は不可然歟、

〔八雲御抄二作法〕一公卿書様

古今、在原行平朝臣など也、後撰、大略同、藤原兼輔朝臣など也、又大納言顯忠、權中納言時望ともあり、右兵衛督尹朝臣とも有、拾遺、中納言朝忠卿、右衛門督公任卿など也、故人現存同、又源延光とも、小野好古朝臣、又國章をば藤の又藏人藤とも非一樣、總後集作法也。○中略

一四位

古今、在原業平朝臣、藤原敏行朝臣、已下代々一同如此、拾遺少々加官非普通事、朝臣之四位は、唯姓名也、千載に稅部宿禰成仲と書也、姓次書某宿禰とは未書、

一五位

在原棟梁、紀貫之以後代々同、拾遺少々加官例、別事歟、

〔古今和歌集一春〕ふるごとに春たちける日よめる

。在原元方。